

【1 分解説】国連憲章(国際連合憲章)とは？

取締役 総合調査部長 石附 賢実

国際連合憲章（以下、国連憲章）は、国際連合（以下、国連）の法的枠組みを規定する基本文書であり、1945年に採択されました。国際社会における平和と安全の維持を目的としており、加盟国の権利や義務、安全保障理事会をはじめとした国連の主要機関の構成と機能を規定しています。他の条約や慣習法とともに国際法の基盤を形成しています。

国連憲章は全19章、111条から構成されます。前文には、戦争の惨害（scourge）から将来の世代を救うという理想が表現されており、人権や自由の尊重が強調されています（資料1）。

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は、第2条第4項の武力行使禁止原則（資料2）に対する重大な違反として認識されています。当該条項への違反、即ちウクライナの領土保全や政治的独立を脅かすものとして、国連総会において2022年3月及び2023年2月の2度にわたって非難決議が採択されました。

安全保障理事会は、第24条第1項において「国際平和及び安全の維持に関する主要な責任を負わせる」ものとされています。しかしながら、第27条第3項に常任理事国（米露中英仏）の拒否権が規定されており、中東情勢やロシアによるウクライナ侵略といった危機を前にして、その機能不全が指摘されて久しい状況です。

資料1 国連憲章前文

われら連合国の人民は、われらの一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念を改めて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、

並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和および安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、

これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サンフランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

(出所)国際連合広報センターHP <https://www.un.org/ja/info/un/charter/>

資料2 国連憲章第2条第4項

すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

(出所)資料1と同じ

関連レポート

- ・「不正選挙と暴力の代償～岐路に立つ民主主義、Freedom House 年次報告からパワー・バランスを紐解く～」(2024年4月) <https://www.dlri.co.jp/report/ld/333644.html>